

(仮訳。正しくは原文を参照。)

国会

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

決議第 10/2011/QH13 号

ハノイ、2011 年 11 月 08 日

決議

2011～2015 年の経済・社会発展 5 カ年計画について -----

ベトナム社会主義共和国
国会は

決議第 51/2001/QH10 号により改正・追加されたベトナム社会主義共和国の 1992 年憲法に基づき、

政府、最高人民裁判所、最高人民検察庁、国会の機関、関連機関の報告及び国会議員の意見を検討の上、

以下のとおり決議する。

I. 2006～2010 年の経済・社会発展 5 カ年計画の実施結果について

世界的な金融危機・景気後退及び国内における困難・弱体な状況の中で、適切で速やかな施策により党・人民は様々な困難・課題を乗り越え、世界及び国内の複雑な経済状況に効果的に対処し、多くの重要な業績をあげ、一定の成長率を維持した。5 年間の平均成長率は 7%で、2010 年の国内総生産 (GDP) は 2000 年の 2 倍となっている。ベトナムは後発開発途上国から抜け出して中所得国のグループに仲間入りし、国民の生活は改善され、貧困世帯の比率が急速に減少した。民主制が進歩的に生かされ、民族の団結力は充実している。世界に公言したミレニアム目標についてはほとんど達成した。政治と社会が安定し、国防安全保障も安定状態で維持されている。外交関係が拡大し、わが国の国際的な地位と面目は向上を続けている。

ところで、国内及び世界における複雑な変化によって、5 カ年計画の 24 指標の中で 10 指標は未達成である。経済発展はまだ持続的な発展とは言い難く、経済の質・効果・競争力はまだ低いのが現状である。経済構造の工業化及び現代化への転換速度はまだ遅く、分配が合理的に行われていないために貧富の格差が広がっている。市場経済体制、人材の質、インフラ整備が弱点であり発展の妨げとなっている。法権的な社会主義国建設の進度がまだ遅いのである。社会・政治の安定に影響を及ぼす因子が潜んでいる。

上記の状況の間接的な原因は世界の経済危機及び景気後退からの影響もあるが、直接的な原因としては各級政権及び各界の指導、管理、運用における見聞が浅く狭いことと弱さである。

(仮訳。正しくは原文を参照。)

II. 2011～2015年の経済・社会発展5カ年計画について

2011～2015年の経済・社会発展5カ年計画の立案と実行にあたり、わが国には改革の25カ年、経済・社会発展戦略の10カ年、経済・社会発展5カ年計画を実行し大きな成果を受け継いできた利点がある。世界の先の読めない複雑な状況と全体的に困難な状況の中でも、わが国は安定した社会・政治で自己の潜在力及び開発途上国の利点を活かし、農産物栽培・輸出力のある農業基盤を持ちながら工業化を推進している。わが国は外国投資を引き寄せる有利な条件を持っており、国内市場も急激に発展している。予想では2012年以降、多くの国に見られる公的債務とインフレは世界経済の景気回復を遅らせるだけではなく、更なる景気後退を招くと予想される。そのため、経済・社会発展5カ年計画の展開では共産党全国第11回大会で決議された目標・指標と任務・方法に基づいて実行しなければならない。より集中的に厳しく指導し、合理的なステップを踏みながら力を付けて2011～2020年の経済・社会発展戦略の全体的な目標・指標、12の方向性、3つの達成項目を実行する。

1. 全体的な目標

成長モデル経済改革を迅速かつ実質的に開発し、また質と競争力を強化する方向に経済を再構築する。社会福祉・社会保障を確立し、国民の精神的及び物質的生活を高める。外交活動を強化し、国際統合の効果を向上させる。独立、主権、統一、国土の安全を守り、社会の秩序・安全と政治の安全保障を固守し、2020年までにわが国は近代的な工業国を目指した基盤を作る。最初の2～3年ではマクロ経済の安定に集中して実施し、社会安全保障の確保、合理的なレベルの経済成長、成長モデル改革経済の再構築を強く推進する。次の2～3年では迅速で持続的な開発のために基本的には経済改革を完了させ、成長目標とマクロ経済と社会安全保障の調和と安定を図る。

2. 主要な指標

a) 経済指標

国内総生産 (GDP) は5カ年平均6.5%～7%の増加。

2011～2015年の5カ年における社会全体の投資割合はおよそGDPの33.5%～35%とする。

2012年から輸入超過を減少させ、2015年には輸出金額の10%を目標とする。

2015年には国家予算を超過する支出を4.5%以下とする (政府債権を含む)。

GDPから算出したエネルギーの消費量を年間2.5%～3%減少させる。

ハイテク商品の割合を工業総生産額の30%に、技術革新率を年13%にする。

(仮訳。正しくは原文を参照。)

2015年の社会労働効率を2010年に比べ29%~30%増加させる。

国家予算に計上する税金と経費の比率は年間GDPの22%~23%を超えないようにする。

2015年の公的債務はGDPの65%以下、政府の債務超過はGDPの50%以下、国の債務超過はGDPの50%以下とする。

2015年の消費者物価指数(CPI)は5%~7%の増加。

b) 社会指標

就労者数を5カ年で800万人とする。

2015年に都市での失業率を4%以下とする。

2015年に就労者総数の中の訓練受講の割合を55%とする。

2015年の国民の実収入を2010年の2~2.5倍とする。

貧困世帯を迅速かつ実質的に年間平均2%の減少を目指し、貧困地域及び特別困難行政村に対しては年間平均4%に減少させる。

2015年に住宅の平均面積は一人あたり22m²、都市地域では26m²の達成を目指す。

2015年に人口増加速度を1%とする。

2015年までに1万人あたり8人の医者と23病床を目指す。(行政村の診療所の病床は含まない)

c) 環境指標

2015年までに国土に占める森林の割合をおよそ42%~43%に設定する。

2015年までに環境汚染を起こした企業の処分の割合を85%とする。

3. 他の指標

政府は経済・社会・環境に関する他の指標の検討と決定を行い、毎年実施結果を国会に報告する。

III. 2011~2015年の経済・社会5カ年の発展政策及び任務の方向性

1. 政府、最高人民裁判所、最高人民検察庁の報告と国会機関の審査報告で取り上げた直接的な原因である各級政権及び各界の指導、管理、運用における見聞が浅く狭いことと弱点に対して迅速に効果的に対処する。

(仮訳。正しくは原文を参照。)

2. 成長モデル経済改革を質と競争力の強化に重点を置いて再構築し、全国及び地方、各部局は主要商品の範囲において全ての業界、分野が足並みを揃えて長期的な見通しと具体的な行程を示さなければならない。次の3つの分野に重点を置いて経済を再構築する：

- ・投資の再構築において公的投資を中心に行う。
- ・金融市場の再構築において金融機関と貿易銀行のシステムの再構築を中心に行う。
- ・企業の再構築において経済団体、国営企業の再編を中心に行う。

2012年に各条件を整え、2013年から2015年までで基礎を固め躍進のステップとしたい。

縦割り組織の管理規定を修正することによって公的投資を再編成し、まずは国債と国家予算から投資する。資金源、資金額、資金源の調達可能性が見極められ、規定に従って手続きを完了させたプロジェクトだけに投資を認可する原則を遵守する必要がある。投資プロジェクトの認可または投資削減の根拠となる各指標と優先順位を速やかに確定する。国家プロジェクト、プロジェクト、援助に対して国家予算からの資金を認可することは、権限のある中央級による資金源・資金額の能力の審査を経て厳しく監視される。重要な国家のプロジェクトの進捗状況、技術レベル、質と安全性を確保しなければならない。

金融機関と貿易銀行のシステムの再編を中心に金融市場の再編を行う。株式市場、不動産市場、通貨市場特に外貨と金市場に対する行政管理の有効性、効果を高め、改善し、ドルへの依存を改善する。公的債務、国営企業の不良債権、外国からの借金、外国からの投資特に不動産投資、株式市場への投資などの資金を厳しく管理する。

経済団体、国営企業の再構築を行い、企業管理能力、公開性、明確性を高める。同時に各経済セクターにおける企業に対し、能力、再構築、商品の低価格化、制作・経営活動の効率化、競争力が発揮できる政策を実施する。国民経済の鍵となる経済の専門企業、経済・社会インフラに関する技術、公共サービスなどの重要な職業および分野の企業を重点的に開発し、マクロ経済を安定させる。海外へ投資するベトナム企業に対する規制、政策を検討して決定する。国家機関と国営企業の経営活動と社会安全保障の職責をはっきりと分ける。

各職業と分野を再編成し、経済構造の転換及び地域経済の連結に伴い、経済特区、工業団地を合理的に調整する。裾野産業と付加価値のあるサービス業を迅速に開発する。農村経済及び農業生産への投資を増加させ、新しい農村モデルの構築を強力に推進していく。災害によるダメージを軽減するために海岸・河川の堤防、ポンプ場、浸食対策設備、水害対策設備、災害避難用施設、船舶の台風避難用錨泊地を強化する。集団経済、農場経済、専門村の活動に対しては引き続き規制、政策を立てて粘り強く改革していく。森林を保護しながら開発を行なうよう農・林業の管理を改革することによって、森林経済の発展に繋がる。気候変動と海面上昇がデルタ地域、特にメコンデルタ地域に影響を与えている状況の中で、381万2千ヘクタールの稲作面積を確保し、同時にコメ生産地方・農家を保護する特別規定・政策を実施して国家食糧の安定確保を目指す。生態環境保護、食糧の安定確保及びエネルギーの安定確保を目指す政策、措置を実施すると同時に効果的なエネルギー消費になるよう需要の監視を行なう。自然資源を合理的に開拓・活用する。

(仮訳。正しくは原文を参照。)

3. 引き続きマクロ経済と国家通貨の購買力を安定させインフレを抑制する。国家通貨の安定を最大目標とした通貨政策を実施する。歳出増大及び信用取引の未決済勘定の増加と経済成長速度との互換性を確保し、消費者物価指数の上昇を抑制する。銀行の信用取引からの投資率を引き下げ、他の金融政策と株式市場を通じた投資を強化する。

予算の収支を効率的に再構築し、国家予算作成業務の質を高め、財政政策を改革する。政府機関が発行する債権と国家予算からの投資の縦割り管理を検査して調整する。企業の売上税を軽減する為に調整案を検討する；土地、不動産経営に対する税制を改革する。

輸出入政策、輸入超過の政策に対して：2012～2013年において、輸出を優先し、輸入の抑制、輸入超過の減少を実現する為にWTOの規定に即した方法を適用する。引き続き、輸入品の代替が可能な農産物、得意な製品に投資し、裾野産業、機械・製造業、電子産業を迅速に発展させる。遅くとも2013年までに電気・石炭の値段、公共サービスの値段に対して市場価格メカニズムを実現する。公的な投資、支出、購入に関しては、ベトナム国内で製造した商品、設備、機械を使用し、「ベトナム人はベトナム製を優先して使用する」という運動を効果的に行う。

4. 2011～2020年の段階における12の社会・経済発展戦略、3つの柱を集中的に実施する。基本的には改革に関する法律システムと社会主義的な市場経済体制を完成し、ベトナム社会主義国を建設する。中心的には1992年憲法を第13期国会の法令と法律作成プログラムに基づいて修正、追加するか、または新しい法律を発行する。

引き続き政府と各地方政権のシステムを強化し、早い段階で都市権限モデルを実験的に行う。中央と地方の分権（地方分権）に関する規定を再検討して改定する。特に税収、営業登録、許可書の発行における行政手続を簡略化する。労働力の構造を変え、労働人口の黄金期を効果的に活用し、経済全体における労働効率を向上させる為に人材育成と再教育を強化する。生産及び消費における節約運動を社会全体で行う。汚職、浪費、損失に対し秩序・綱紀を引き締め、特に公金を使用する基礎工事の投資における汚職、浪費、損失の阻止を強化する。引き続き社会保険政策、国家機関の職員及び公務員、労働者、退職者と戦争功労者の報酬制度を改革する。

交通のインフラ開発プロジェクトを見直し、特に重要な経済地域については早期の運用が実現出来るように投資を優先させる。都市の交通システム、特に公共交通システムを迅速に発展させる。人口分布及び生産の再構築を行うと共に大都市のインフラシステムを近代化する同時的開発を段階的に行う。3つの地域の3大港の総合的なサービス能力を強化する。

5. 社会の平等及び進歩の状況に合わせて経済を発展させる政策及び手段を同時的に適用する。社会保障、国民健康を守り、労働機会の創出、収入の増加、貧困撲滅、貧富格差の減少を重視する。また、国民からのクレーム、特に土地の賠償に関するクレームの解消に注力する。教育及び厚生分野における失策を解消する。貧困撲滅活動に社会的な人材を投入する。国民の精神的、物質的生活、特に僻地、山岳地、離島、特別貧困地域、少数民族地域での生活向上を図る。少数民族、山岳地、国境地域、離島の住民を安定させる計画を立案する。災害を多く受ける地方の住民に対して耕作地と居住地の安定を図る。

(仮訳。正しくは原文を参照。)

社会保障政策の全体を再検討し、次の3つの内容について社会保障ネットを強化して整備する：

- ・職業の保障
- ・社会保険
- ・医療保険と社会介護政策

社会保険システムを多様化し、社会保険及び医療保険の加入者を増やす。

就労環境の改善、労災及び職業病の減少、労働争議の減少、労働関係を安定的・進歩的・調和的に構築する。医療への支出を増加し、医療保険加入の補助を促進する。貧困者、準貧困者、農業・林業・水産・塩業者の為の医療保険の補助額を増加する。国民の栄養失調、慢性病、感染症にかかる危険を減少させる為に予防医療を重視する。ローカル医療及び予防医療ネットを強化し、拡大させる。医療における公的サービスに対する規則を改革すると同時に、入院料金に関する政策を改革する。

6. 教育及び訓練を根本的に改革し、人材の質を高め、科学技術・文化技術・企業のマネジメント人材について検討する。教育の質、特に大学の質の向上を目指す。訓練を広くから深くに移行させ、職業訓練を重視し、毎年100万人の農村地域労働者を訓練する。幼児教育及び山岳地域の教育政策を協議する。各対象に対して、特に幼児教育の需要に応える為に教育の社会化を実行する。

豊かで健全な文化環境の強化及び構築を行う。中央及び地方の各段階での文化活動を強化すると同時に、文化芸術・スポーツ施設の近代的な建造物への改修及び新築を実行する。

科学技術活動を促進する為に投資・開発を加速させ、原動力を活用し、政策・規制を改革する。科学技術管理の規定を根本的に改革し、知識経済を発展させる。技術移転と応用研究を積極的に展開し、全ての分野、職業での生産に科学技術を応用する。科学技術の市場を大々的に展開する。

7. 実質的な開発を実施するために環境保護及び資源に関する法律、政策を効果的に立案し整備する。社会・経済発展のためのプロジェクト、プログラム、政策、企画、戦略に対する環境影響評価の監視、検査、鑑定、許可、開設のプロセスを厳正に実施する。環境汚染を引き起こした企業、特に経済特区、工業団地、職業村に対しては厳しく処分を行う。環境保護の社会化を強く促進する。

8. 政府、最高人民裁判所、最高人民検察所は司法改革プロジェクトの推進・質の確保の上、積極的に構築して展開する。また、職員、裁判官、陪審員、捜査員、検察官、実務員、執行員に対する教育、再教育、業務訓練を密に実行する。今から2013年までに司法官の不足を根本的に解消させる。司法職員は公平・正直・模範的であること。司法職員の違法行為が発覚した場合は厳しく処分する。国は職員と司法官に特別待遇を与える。

公安・検察・裁判・執行機関の業務費用、手段、設備、施設を強化する。

(仮訳。正しくは原文を参照。)

刑事、民事、訴訟、司法支援、汚職の防御・阻止、行政違反処分、テロリストの防御・阻止、犯罪者の逮捕に関する法律と司法機関の組織・活動に関する法律の規定を引き続き整備する。

国際協力・関係を拡大し、民事、刑事及び犯罪阻止における司法援助要求をよりよく実施するために法律規定を整備する。

引き続き犯罪阻止に関する国家プログラムを効果的に実行し、公務執行官にあるまじき行為に対しては厳しく処分する。汚職を徹底的に排除し、厳正に処分し、重大な汚職事件の解決を加速させる。順法意識の教育・宣伝に伴い違法行為を厳しく処分し、積極的な改革によって 2015 年までに社会の悪癖及び犯罪を抑制する。

9. 国防安全を強化し、国家の独立、主権、統一、領土、特に祖国の海上、離島を固く守る。国防安全におけるポテンシャル及び陣容について強化し、武装部隊に最新技術・施設を段階的に装備する。省・都市の防衛地域を強化する。正規の人民軍と人民革命公安を段階的に近代化し、合理的な数で高い戦闘力が得られるよう総合的な質の向上を目指す。全国的に強力な予備軍と人民自警団を構築する。反対勢力による暴動、陰謀・活動を検挙・抑止し、歴史を無視した脅威に対して万全な状態で対応する。政治・社会の安定を継続させ、国家安全保障と社会の秩序・安全を確保する。計画および住民の分布に伴い、国境地帯のインフラシステムを発展させる。重要地点における国防安全の強化に伴い経済・社会を発展させる。国民に国防安全についての宣伝及び教育を行う。

積極的に国際参加を行う。国境を接する国々に対し友好・歴史関係及び戦略的協力を強化する。領土・国境を巡る問題の解決を促し、国際ルール及び地域・国際法律を尊重し、平和の原則に則り妥当で平等的に東シナ海の問題に取り組んでいく。

IV. 実施

政府、最高人民裁判所、最高人民検察庁は各自の機能・職務により国会の決議を効果的に実施する。毎年国会に報告する。

国会常任委員会、民族委員会、国会の各委員会、国会代表団、国会議員は本決議の実施を監督する。

ベトナム祖国戦線中央委員会、所属組織と法律の規定に従って設立された社会組織は国民全体を督励して国会の決議の実施を監視する。

国会は全国の同胞、戦士、海外在住の同胞に対し、愛国心を持って団結・努力し、絶好の機会を逃さずに困難を乗り越え 2011～2015 年の経済・社会発展 5 年計画の実行によって勝利を手にするよう呼びかける。

本決議はベトナム社会主義共和国の第 13 期国会第 2 回会議で 2011 年 11 月 8 日に了承された。

国会主席

(仮訳。正しくは原文を参照。)

グエン シン フン

国会事務所

宛先：

- ・ 党中央書記局
- ・ 首相、副首相
- ・ 政府事務所、中央省庁、省に相当する機関、政府に属する機関
- ・ 汚職阻止中央指導事務所
- ・ 各省・中央に所属する都市の人民評議会、人民委員会
- ・ 人民評議会事務所及び国会代表団、人民委員会事務所
- ・ 中央事務所及び党の各部署、国家主席事務所
- ・ 国家主席、国家副主席、国会常任委員会のメンバー
- ・ 国会議員、民族委員会、国会の各委員会
- ・ 国会常任委員会の各部、立法研究院
- ・ 国会事務所、国会事務所主任、国会事務所副主任
- ・ 最高人民裁判所、最高人民検察庁
- ・ 国家会計監査
- ・ 国家金融監査委員会
- ・ ベトナム祖国戦線中央委員会
- ・ 各団体の中央機関
- ・ 留：総務、経理